

耐震診断とは

過去の地震では、1981年施行の新耐震設計法で建てられた建物での被害は軽微なものであったのに対し、旧耐震設計法で建てられた建物には倒壊、半壊等の重大な被害が多く発生しました。

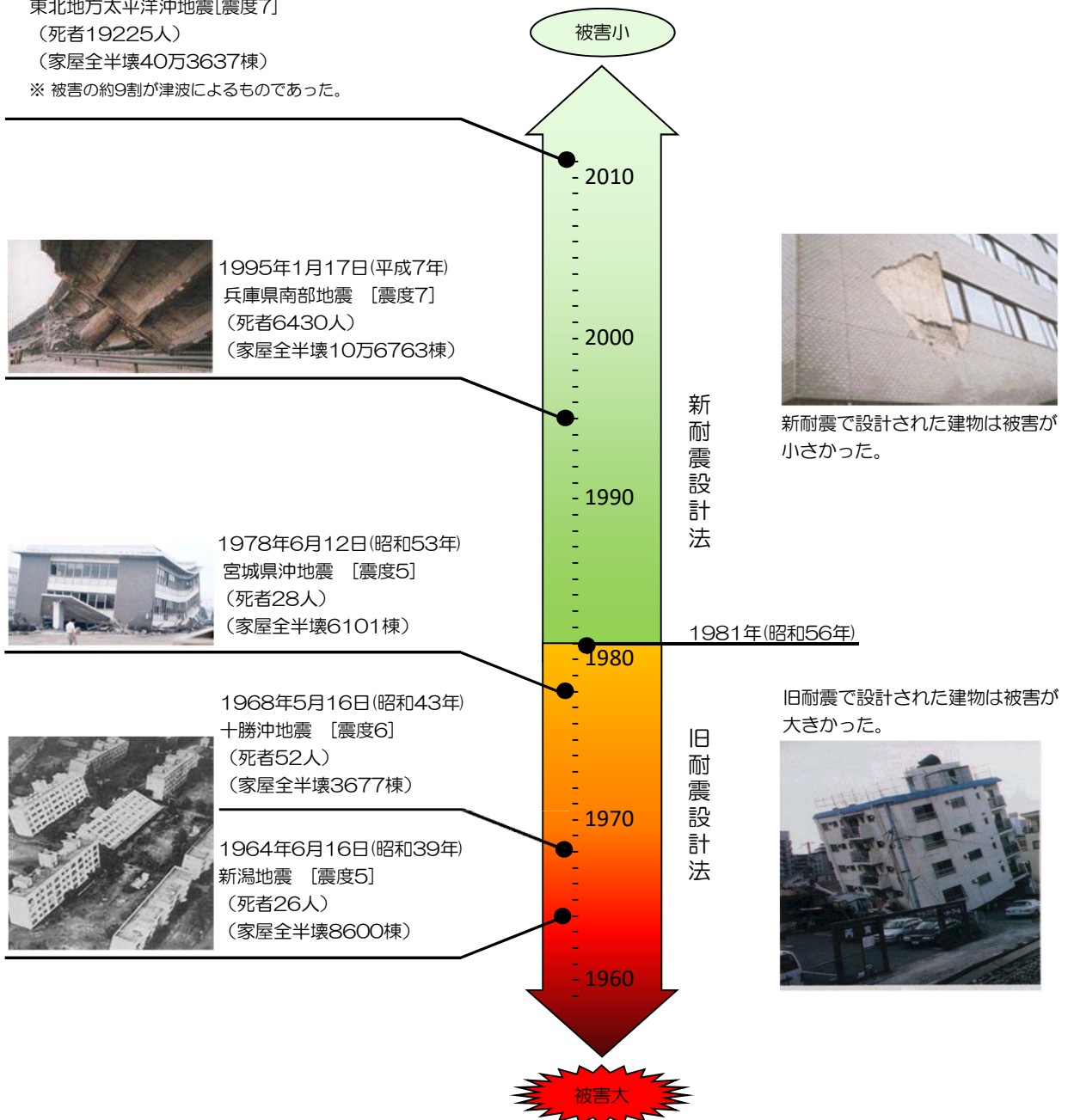
耐震診断とは、旧耐震基準で設計された既存の建築物の構造体強度や劣化の状況を調査し、予想される大地震に対する建物の安全性を評価するものです。

診断の結果、耐震性能が不足する場合は、補強方法のご提案を致しております。

耐震設計法の変遷と被害状況

2011年3月11日(平成23年)
東北地方太平洋沖地震[震度7]
(死者19225人)
(家屋全半壊40万3637棟)

※ 被害の約9割が津波によるものであった。



耐震診断を行うことが望ましい建物

○ 以下に該当する建物は、耐震診断を行うことが望ましいと思われます。

比較的古い建築物

- 昭和56年(1981)以前の建物
(特に昭和45年(1970年)以前)
- 老朽化が著しい建築物

バランスの悪い建築物

- 1階がピロティの建築物
- 大きな吹抜がある建築物
- 壁や窓の配置が偏った建築物

多数の人が利用する建築物

- 階数が3以上で、かつ延面積1,000㎡以上の建築物

○ 以下の建物は改正耐震改修促進法において、耐震診断が義務付けられています。

詳しくは国交省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

要緊急安全確認大規模建築物

耐震基準について既存不適格であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる大規模建築物。

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

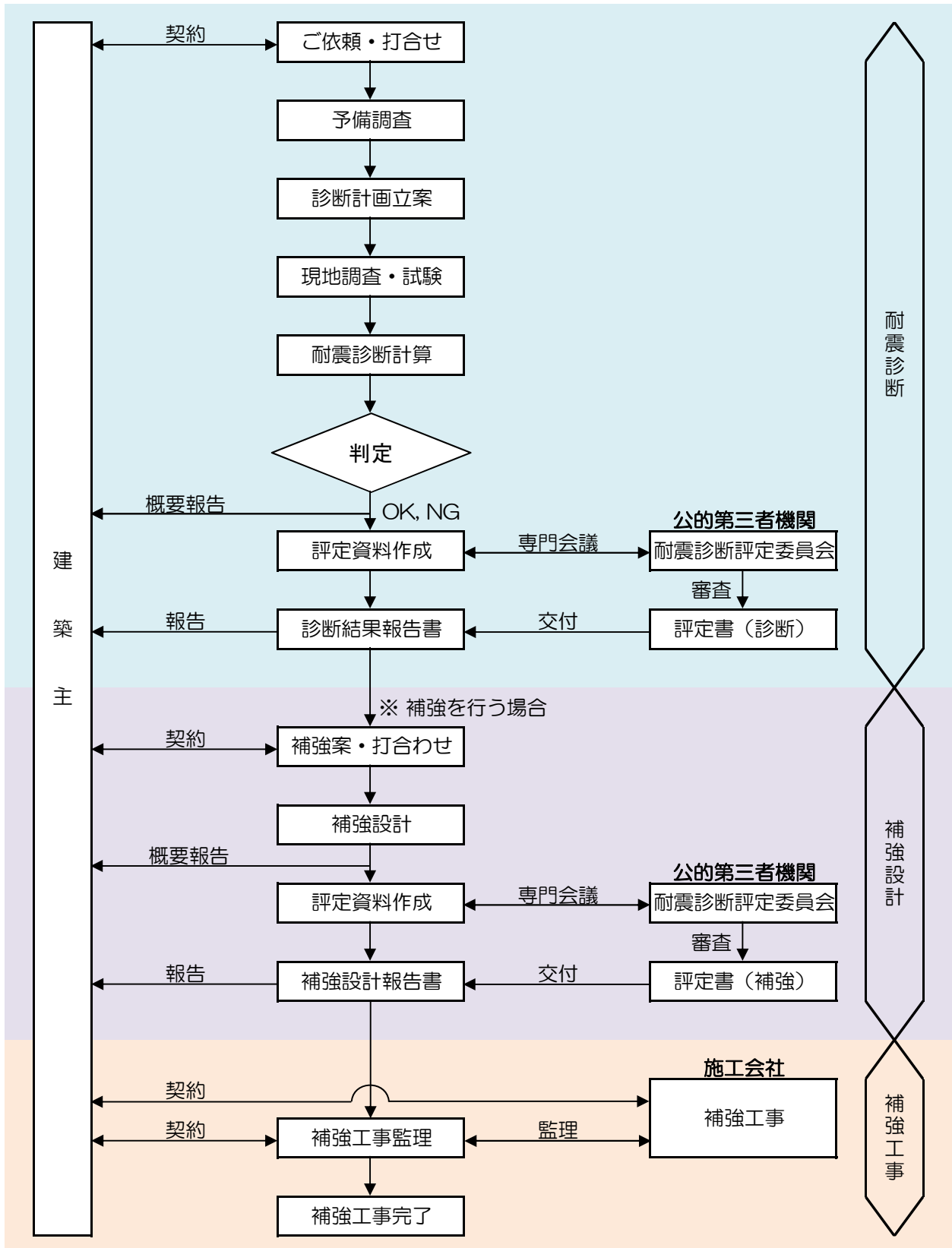
要安全確認計画記載建築物

耐震基準について既存不適格であり、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる以下の建築物。

- 地方公共団体が耐震改修促進計画において指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

耐震診断・補強設計の流れ

アキ・アーキテクトでは、ご依頼の段階で対象建物の概要をお聞きし、診断手法や現地調査の有無を選定した後、耐震診断計画書と診断作業の御見積書をご提出させていただきます。見積までの費用は無料です。



耐震診断 Q&A

質 問	回 答
耐震診断とはなんですか？	構造体の強度や劣化の状況を調査し、予想される大地震に対する建物の安全性を評価するものです。診断の結果、耐震性能が不足する場合は、補強方法を提案します。
耐震診断できる建物の種類にはどんなものがありますか？	木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造を対象にしております。特殊構造物（鉄塔、よう壁）などにご相談下さい。
耐震診断をお願いするか悩んでいるのですが、相談にも費用がかかりますか？	基本的なご相談は無料です。お電話またはお問合せフォームにてご連絡下さい。
耐震診断にかかる費用や期間はどのくらいですか？	建物規模や建設時期、建物構造や図面の有無によって大きく変わります。まずお客様から建物の状況や図面・計算書等の有無を伺い、診断手法や現地調査の有無を選定した後、耐震診断計画書と診断作業の御見積書をご提出させていただきます。見積までの費用は無料です。
建物の設計図等の資料が無いのですが耐震診断をお願いできますか？	無くても耐震診断は可能です。詳しくは、お電話またはお問合せフォームにてご連絡下さい。
耐震診断をしてもらえる地域に制限はありますか？	全国可能ですが、交通費などの実費を頂戴します。
耐震診断・耐震補強について融資／税制の補助があるとききましたが本当ですか？	各自治体には耐震診断および耐震補強工事の助成がありますが自治体により相違があります。下記をご参照下さい。 http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/shien.html また、自治体の補助申請に当たっては、弊社でも手続きのサポートを行っております。
耐震診断判定委員会による評定とはどのようなものですか？また評定を受ける必要がありますか？	診断者の作成した耐震診断または耐震改修に係る計画が、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に適合するか否かについて、第三者による判定委員会が評定を行います。自治体などから耐震診断費用の助成を受ける場合に、評定が必要となる場合があります。
耐震診断の結果、どの程度の補強が必要か判るのですか？	診断の結果では、おおよその補強内容は想定できますので、耐震診断報告書の中で耐震補強計画案をご提示させていただきます。
耐震診断の後に耐震補強工事をお願いすることも出来ますか？	診断の結果、耐震性能が不足した場合、お客様とご相談の上、具体的な補強設計を進めます。補強設計が完了した後、発注や工事監理等のお手伝いをさせていただきます。補強工事は施工者とのご契約になります。